

明治中期の女子教育について

——とくに井上毅を中心として——

兼 重 宗 和

はじめに

明治5年の「学制」は、女子教育に関し「幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメサルモノハ其父兄ノ越度タルベキ事」（序文）、「尋常小学ヲ分テ上下二等トス、此二等ハ男女共必ス卒業スヘキモノトス」（第27章）と就学の義務を定めている。また、変則小学の一種として「女兒小学」（第26章）の設立が認められた。しかし、中学校以上の女子の学校については特別な規定を設けていない。これは、男女共通教育を目指したのである。男女共通教育の背景は「着手順序」に示されるごとく「人間ノ道、男女ノ差アルコトナシ、男子已ニ有学、女子学フ事ナカル不可」、また「其子ノ才不才其母ノ賢不賢ニヨル」のであり、しかるに「一般ノ女子、男子ト均シク教育ヲ被ラシム」と提唱されている。

以上のように「学制」は、これまでの儒教的色彩の濃い女子教育が近代化されたことに意義をもつ。

その後、明治8年に東京女学校の教則が改められ、これが女子の中等教育機関設立の端緒となった。

明治18年12月の内閣制度の創設により、初代文部大臣として森有礼が就任した。彼は、当時の教育の状況について、男子のみ開化しても真の開化ではなく、女子を教育することが最も必要であると主張している。つまり「女子は人

の妻となり人の母となるものなれば、理男子と同じからざるべからず⁽¹⁾、「女子教育ノ目的モ畢竟良妻良母ヲ養成スルニアリト云フコトヲ忘ル可カラス、良キ妻トナリ良キ母トナルヲハ、完全ノ教育ヲ授クルニ非ラザレバ能ハザルナク⁽²⁾」と、女子に教育の必要な理由は、良き母をつくるためだと述べている。また、国家経済上からも女子教育が発展しないことは不得策であると。女子教育の主眼は、良妻良母として一家を整理できる気質才能を養成することにある。いいかえると「人間ヲ造出スル所ノ土台ヲ立ツルニアリ、此土台タルヘキ女子教育ニシテ、宜シキヲ得サル間ハ教育ノ全体鞏固ナラサルナリ、国家富強ノ根本ハ教育ニアリ、教育ノ根本ハ女子ニアリ、女子教育進歩セスンハ国家ノ安全期ス⁽³⁾」ことはできないと、国体主義に立却した女子教育論を主張した。

明治24年12月、中学校令が改正され女子中等教育について規定された。第14章に「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス、高等女学校ハ女子ニ須要ナル技芸専修科ヲ設クルコトヲ得」の条項が設けられた。ここに男子の中学校に対応する高等女学校が法制の上で明らかにされた。

以上のような経過をたどった女子教育に対し、明治26年3月から翌年8月までの短期間ながら文部大臣に就任した井上毅が、女子教育の問題をどのようにとらえ、これに対しいかなる施策を試みたかを本稿で論究したい。

註(1) 大久保利謙編『森有礼全集』第1巻494頁。

(2) 註(1)同 502頁。

(3) 註(1)同 581頁。

一 井上段の女子教育思想

明治5年9月14日、井上毅は条約改正と欧米の文物制度の研究を目的としてフランスへ留学した。その留学先から佐々友房へ宛た書簡があり、それによると、「毎邑児女ヲ教フル学堂アラザルナク、其学堂ハ大抵邑長ノ治事所ニ属シ、邑ノ書記吏教官ヲ兼メ⁽⁴⁾」ているとの状況を伝えている。しかし、ここに

明治中期の女子教育について

は彼の女子教育に対する考えは述べられていない。ともあれ、この見聞が今後の女子教育の思想的基盤となったことは間違いない。

帰国後彼は、フランスのピュフォンの著した「奢是吾敵論」を翻訳して出版した。本書の第5に「専ラ婦女ノ権ニ属シ、而シテ至難ノ責アルモノハ、一家是ナリ、一家康福ノ主トシテ、其昌栄快樂ヲ保タシムルハ、純ラ其婦ニアリ、吾人ノ心術才能ヲ上下スルノ権モ、猶婦女ニアリ、婦女ノ其一家ニ於ケル教育ハ、能ク男子ヲシテ大小勇法廉貧高下ノ別ヲ生セシム」、「奢侈ハ、人ノ母タル者ノ教育ノ上ニ、其善果ヲ壊乱スルヲカム⁽⁶⁾」と述べている。即ち、家庭における婦女の役務は、贅沢をさけ、一家を幸福にすることに務め、さらに一家の子供に対する教育者であり、その役割は重大であると論じている。

井上はこうした知識を基礎として、女子教育会について次のような書簡を伊藤博文に出している。「女子教育会ハ貴婦人をして欧米之生活及教育ニ進化せしむる之趣意ニして洋人を雇ひ、教権を執らしむるものニ相見え、其結果ハ、要するに、我国東京住居之上等社会之婦女をして欧米二百年全盛之綺麗優美なる貴族風ニ浸漸せしむるに過ぎざる」、「欧米之女子教育ハ、強而採るニ及はざる事に存候⁽⁶⁾」。女子教育は、社会改良の一部である。しかし、その目的が欧米の生活や教育の面で比肩することを意図するならばよいが、ともすれば「奢是吾敵論」に述べられているごとく、経済上からも不徳な結果をまねくことが往々にして多いことを井上は恐れている。また、欧米の女子教育はキリスト教を根本としており、しかるに我国はこれをまねる必要はなく、我国独自の女子教育を考えるべきだと主張した。

明治26年3月、井上は女子高等師範学校の卒業式に出席し、「余は諸子か益々貞静の美德を修め、世間人の子女たる者をして模範として憑式する所あらしめんことを望む、余は尤先剋校長の唱へられたる、女子は教育の母なりとの一言を将来に記憶せられんことを望む⁽⁶⁾」と祝辞を述べている。つまり、女性は「貞静の美德」を修め、また自己の子供を育成教育することから「教育の母」であると、女子教育の目的・位置を明らかにしている。

同年6月、伊藤博文に提示した「文部行政意見」に「女子ハ教育ノ母タリト

ハ、歐洲ノ英主カ馬上横槩ノ間ニ於テ尤注意セシ所ノ格言ナリシ、嚮ニ木戸^伯孝充ノ文部^卿大臣^{大臣}タリシトキ女子ノ教育ヲ奨励シテ、始メテ我国ノ婦女ヲシテ教育界ノ一半要素タルコトヲ知ラシメタル⁽⁶⁾と述べている。

井上は、「貞淑ノ美德⁽⁶⁾」を身につけること、「教育の母」としての教養を修得させることを女子教育の根本目的としたことがわかる。

明治26年7月、文部省から「女子教育に関する件」（文部省訓令第8号）が發布された。これによれば「普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク、且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ⁽⁶⁾」と明記されており、教育を受けることにおいては、男女の差別のないことを言明している。しかしながら、井上の著した『梧陰存稿』には次のごとく述べられている。「男は剛勇にして潤大高尚の徳を具へ、女は温和にして機敏精微の質を具ふるは、一は外を治め一は内を治むるに適当な固有の性能と謂はさらむや、故に西の国にても女子に政権を予へさるは各国の同き所なり、彼の男女同権の説は唯私権に就てのみ其の傾あるも、此れとても編纂の民法にては此の説の夫婦の間に実行せられし例あるを見ず⁽⁶⁾」。即ち、井上は男女同権を「公権」としてではなく「私権」として認めている。ここに教育面で男女の差別を否定した井上も、やはり内容面では区別していたことがわかる。

このことは、井上が手懸た「高等女学校規程（抄）」（明治28年1月文部省令第1号）からも伺える。本規程第6条の修身の程度に「修身ヲ授クルニハ躬行実践ヲ旨トシ、務メテ貞淑ノ徳ヲ養ヒ、起居言語其ノ宜キニ適センメンコトヲ要ス⁽⁶⁾」と、また第8条において「高等女学校ニ技芸専修科ヲ置クトキハ其ノ学科ハ第一条一項ノ学科目中一科目若クハ数科目ヲ欠キ技芸ニ属スル某科目ヲ加フルモノトス、但修身、国語、裁縫ハ之ヲ欠クコトヲ得ズ⁽⁶⁾」とある。即ち、女子教育の目的は「貞淑の徳」を涵養することであり、その教育方法として修身とともに実用的教科目の裁縫を必須としていることから、内容面で男子の教育と区別したことが明らかである。

以上のごとく、井上の女子教育思想の根底には、儒教的教育思想を根源としその上に諸外国（とくにフランス）の教育思想を融合させた独自の教育思想が

明治中期の女子教育について

もとなっており、単に欧化主義を唱えたのではなかった。これは、明治初期の文教政策に影響を与えた学監ダビット・マレー (D. Murray) の女性は天然の教師という思想や、森有礼の「女子ハ男子ト異ニシテ子ヲ生ムトキハ直チニ教師」であり未来の国民を育てるといふ国体主義の教育思想の影響を受けたからでもある。

- 註(1) 佐々友房文書、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四 418頁。
(2) ナドル・ド・ビュホン著 井上毅訳『奢是吾敵論』(明治18年9月出版)、前掲『井上毅伝』史料篇第三 547～8頁。
(3) 梧陰文庫A—534、前掲『井上毅伝』史料篇第四 99～100頁。
(4) 『教育報知』第363号「新報」(明治26年4月)。
(5) 前掲『井上毅伝』史料篇第二 608頁。
(6) 『学制百年史』資料編 98頁。
(7) 註(6)同 34頁。
(8) 小中村義象編『梧陰存稿』巻1 1～2頁。
(9) 註(6)同 130頁。
(10) 註(9)同。

二 女子教育政策

井上文相在任中に公布された女子教育に関する主な法令は下記のごとくである。

- 尋常中学校高等女学校技芸学校設置ノタメ町村学校組合ヲ設クルヲ得(明治26年5月18日勅令第33号)
- 女子ノ小学校就学勧誘及裁縫教員採用方(明治26年7月12日文部省訓令第8号)
- 高等師範学校及女子高等師範学校生徒臨時補欠ヲ要スルトキ募集方(明治26年8月5日文部省令第11号)
- 明治25年省令(尋常師範学校尋常中学校及高等女学校教員適任ト認ムル者ニ免許状授与方)廃止(明治26年8月23日文部省令第12号)

第 13 号

○華族女学校規則改正（明治26年8月23日宮内省達乙第4号）

○華族女学校幼稚園規則（明治27年2月7日宮内省達乙第1号）

また、彼が在任中に手がけ辞任後に公布された法令には、

○女子高等師範学校規程（明治27年10月2日文部省令第25号）

○高等女学校規程（明治28年1月29日文部省令第1号）

○高等女学校教科用図書採用及検定方（明治28年6月12日文部省令第4号）

などがある。

以上のように、女子教育に関する勅令や省令は他のものと比べその数は少ない。

まず、女子の就学状況とそれに対する井上の政策について論じよう。

明治前半期の女子の就学は不振を極めていたが、明治20年代の後半から明治末にかけては著しい発展を示した。表Ⅰの女子就学状況からも明らかになように、明治20年から24年頃の女子就学率は30%強に過ぎず（同期間の男子就学率は60～72%）、また全就学児童中女子の占める割合は30%強という状態であった。

こうした状況にあって、井上が女子就学の向上と教育の普及を目指したのは当然であった。

井上文相は、明治26年7月1日に開かれた大日本教育会第10回総集会において次のような演説をしている。「今日ノ現況ヲ察スルニ、吾人ノ事業ハ未タ其ノ半ニ達スル能ハス、吾人ノ二十年間ノ経営ハ、僅ニ学令児童中ノ就学者ヲシテ、百人中五十人ニ満ツルノ結果ニ止マラシメタルハ、吾人ノ甚タ遺憾トスル所ナリ、余ハ此ノ遺憾ヲ以テ諸君ノ前、并ニ公衆ノ前ニ明言スルコトヲ憚ラズ、何トナレバ此ノ遺憾ナル欠点ヲ将来ニ補フコトハ、尤諸君否公衆ト共ニ謀リテ、互ニ力ヲ借り、力ヲ合スルノ必要アレバナリ」、さらに「女子ノ就学、男子ニ比シテ極メテ少ク、其半数ニ居ルハ、我国従来女子教育ノ慣習ニ乏キニ依ルモノト如シ、今女子ノ就学ヲ奨励スル為ニ、小学校ニ裁縫科ヲ加フルハ、稍々女子児童ノ就学ヲ増スノ結果ヲ得ルノ实例アリ、余ハ此事ニ付キ、目下考案中ナリ¹⁾」。当時の就学児童は、学齢児童数の半分という状態であった。その要因に女子就学者が少ないことが指摘される。井上は、この対策として小学校

明治中期の女子教育について

表 I 女子就学状況

年度	学齢女児童総数 (人)	就学女児童数 (人)	女子就学率 (%)	全就学児童中にお ける女子の比率 (%)
明治 6	1,999,216	302,633	15.14	25.58
7	2,359,572	406,384	17.22	25.56
8	2,476,687	463,669	18.72	25.32
9	2,467,734	518,976	21.03	26.25
10	2,523,540	567,391	22.48	27.09
11	2,530,343	594,850	23.51	27.30
12	2,571,619	580,906	22.59	26.28
13	2,654,688	581,573	21.91	25.60
14	2,700,280	666,135	24.67	27.60
15	2,756,202	853,757	30.98	30.60
16	2,864,219	963,622	33.64	31.73
17	2,964,506	986,806	33.29	31.54
18	3,076,781	986,615	32.07	31.00
19	3,138,674	910,419	29.01	29.72
20	3,221,157	910,259	28.26	30.01
21	3,301,619	997,517	30.21	30.44
22	3,369,400	1,026,053	30.45	30.09
23	3,429,428	10,67,699	31.13	30.33
24	3,437,015	1,107,759	32.23	30.50
25	3,353,065	1,259,006	36.46	31.04
26	3,407,703	1,383,175	40.59	32.43
27	3,412,842	1,503,904	44.07	33.29
28	3,328,120	1,459,973	43.87	33.65
29	3,374,384	1,603,732	47.53	34.74
30	3,374,827	1,716,493	50.86	35.89
31	3,355,686	1,803,085	53.73	36.72
32	3,357,332	1,982,141	59.04	38.39
33	3,110,489	2,231,163	71.73	41.92
34	3,109,216	2,543,440	81.80	44.46
35	3,119,250	2,713,833	87.00	45.57

註『学制百年史』資料編497頁より算出。

に裁縫科を加えることにより女子就学者の増加を図ろうとしている。

このことは、同年7月22日に発布された「女子教育ニ関スル件」(文部省訓令第8号)に制度的対策としてうたげられた。「普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク、且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ、現在学齢児童百人中修学者ハ五十人強ニシテ、其ノ中女子ハ僅ニ十五人強ニ過キズ、今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラザルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス、裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ、故ニ地方ノ情況ニ依リ、成ルヘク小学校

ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス⁶⁾。この訓令によると、ただ女子の就学を奨励するだけではなく、小学校教科に裁縫を加えることにより、教育内容の充実を図り、就学を向上させようとしている。ここに井上の教育、即ち実用性と合理性をふまえた独自の発想がみられる。

しかしながら、こうした政策をとりながらも一方においては、「一旦就学せし子女の半途廃学」や「卒業後の女子の品行⁶⁾」等に問題が残り、十分な成果は得られなかった。

次に、初等教育における女子教育政策についてみてみよう。

明治14年5月に通達された「小学校教則綱領(抄)」(文部省達第12号)に、小学校中等科高等科に裁縫が、また高等科8年に家事経済の教科が見える。これについては、「裁縫ハ女兒ニ限り之ヲ課ス、其時間ハ中等科ニ於テハ習字、作文及図画毎週教授時間ヨリ各一時、経済ノ毎週時間ヨリ二時ヲ取テ之ニ充ツ⁶⁾」と、また「家事経済ハ女兒ニ限り之ヲ課ス、其時間ハ経済ノ毎週教授時間三時ヲ取テ之ニ充ツ⁶⁾」と補記している。

また、明治19年5月の「小学校ノ学科及其程度」(文部省令第8号)には、裁縫に2～6時間充てることを規程している。こうした政策は、女子に現実の生活に必要な技術を身につけさせることを目指しているが、内容的には不十分であった。他面、他の習字・作文などの教科を軽視させる弊害が生じた。

その後、24年11月に「小学校各教科目毎週教授時間配当一例」(表Ⅱ-①)が、文部省より各府県に通達された。これと梧陰文庫の「高等小学校教科課程表案」(表Ⅱ-②)を比較すると、科目時数に違いがみられる。即ち、「小学校各教科目毎週教授時間配当一例」では、算術・日本地理日本歴史外国地理・体操が男子に比べ1時づつ少なく、その3時が裁縫にあてられており、「高等小学校教科課程表案」には、上記の他に1～4年生の理科及び3・4年生の作文が1時づつ少なくなって、1・2年の裁縫に4時、3・4年に5時あてている。これは、井上が女子教育における教科目中裁縫を重視していたからである。その背景には、女子の就学率を高めることと実用的教育思想があったことは言うまでもない。

明治中期の女子教育について

表Ⅱ 小学校教科別毎週教授時数

① 小学校各教科目毎週教授時間配当一例（明治24年11月）

教科	修身	読書	作文	習字	算術	日本地理	日本歴史	外国地理	理科	図画	唱歌	体操	裁縫	総計
高等小学校 各学年共通	2	5	2	3	男5 女4	男4 女3			2	2	2	男3 女2	3	30

備考. 裁縫は女兒のみ。

② 高等小学校教科課程表案（梧陰文庫）

教科	修身	読書	作文	習字	算術	日本地理	日本歴史	外国地理	理科	図画	唱歌	体操	裁縫	総計
1年	2	5	2	2	男5 女4	男3 女2	男2 女1		2	2	男3 女2		4	28
2年	2	5	2	2	男5 女4	男3 女2	男2 女1		2	2	男3 女2		4	28
3年	2	5	男3 女2	2	男5 女4	男4 女3	男2 女1		2	2	男3 女2		5	30
4年	2	5	男3 女2	2	男5 女4	男4 女3	男2 女1		2	2	男3 女2		5	30

備考. 裁縫は女兒のみ。

また、女子の体育教育については、「女生徒ノ体操ハ男子ト殊ナル様式ヲ用ウルハ専ラ女子ノ品性ニ適スヘキニ因ルカ、又ハ生理学上ニ於ケル理由ニ關係ヨ有スルヤ如何教ヲ乞フ⁽⁶⁾」との諮問をしており、これに対する答申と井上自身の考えを含めて男子より時数を減少させたものと考えられる。

次に、高等女学校の教育政策を考察することにするが、これについては堀内守氏が『井上毅の教育政策』に詳しく論究されており⁽⁷⁾、ここでは簡単にれふたい。

明治24年12月に公布された「中学校令改正」（勅令第243号）に、「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学ノ種類トス、高等女

第 13 号

学校ハ女子ニ須要ナル 技芸専修科ヲ設クルコトヲ得⁽⁶⁾」と、高等女学校が尋常小学校の一種であると規定されたが、それ以上の特別な規定はされなかった。つまり、本条の追加理由に「従来尋常中学校中ニ女子部ヲ設ケ男子部ト併置スルモノアリ、抑モ高等普通教育ヲ女子ニ施スハ男子ニ施スト自ラ趣ヲ異ニスヘキハ言ヲ竣タス、而シテ其區別ヲ明劃ニシ其整備ヲ図ラシムルコト緊要ナルヲ以テ、女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ヲ高等女学校トナシ、此際本条ノ追加ヲ要ス、然レトモ学校ノ種類ニ於テハ高等女学校モ尋常中学校ノ種類ニ属スヘキモノタリ⁽⁶⁾」とあるのみで、カリキュラムや修業年限等の規定はみられなかった。しかし、これまで尋常中学にのみ規定があり、高等女学校に関する規定はみられず、この時期になって女子における高等普通教育の独自性が認識されその必要性も高まり、これがこのような条文を設けさせたのでもある。

その後、明治26年5月に高等女学校の設立について、「町村ハ尋常中学校高等女学校又ハ技芸学校ヲ設置センカ為メ町村制第百十六条第一項ニ依リ町村学

表Ⅱ 高等女学校

年度	高等女学校数	教 員 数 (人)	生 徒 数 (人)
明治			
15	5	55	286
16	7	61	450
17	9	73	590
18	9	72	616
19	7	70	898
20	18	136	2,363
21	19	186	2,599
22	25	278	3,274
23	31	311	3,120
24	29	332	2,768
25	27	319	2,803
26	28	331	3,020
27	14	166	2,314
28	15	186	2,897
29	19	237	4,152
30	26	310	6,799
31	34	406	8,585
32	37	450	8,857
33	52	658	11,984
34	70	958	17,540

備考. 『学制百年史』資料編(487頁)による。

明治中期の女子教育について

校組合ヲ設クルコトヲ得⁶⁰」と、町村学校組合の設置が認められた。これは、高等教育をうける女子の数が増加し(表Ⅲ)、高等女学校が不足し官公立の高等女学校を設立する必要があったからである。また、私立高等女学校における教育は、外国人や宗教家によって教育が行われ、その目的が外国風の教育と宗教の拡大にあり、これでは我国の「善良ナル国風ヲ維持」することが危ぶまれ、しかるに官公立の高等女学校の設立を必要としたのである。

以上のような経過をへて、明治28年1月、井上の文相在任中に立案された「高等女学校規程(抄)」(文部省令第1号)が公布されるに至った。ここに初めて男子の尋常中学校に対し、独自性を有する高等普通教育機関としての高等女学校が誕生した。この規定の学科目で男子と異なる教科は家事・裁縫で、裁縫は「之ヲ欠クコト得ス⁶¹」としている。また修身の条に「修身ヲ授クルニハ躬行実践ヲ旨トシ、務メテ貞淑ノ徳ヲ養ヒ起居言語其ノ宜キニ適セシメンコトヲ要ス⁶²」とあり、女子教育の目的として「貞淑ノ徳」を修めることをあげている。即ち、将来妻・母親となる女子に日常生活と直接関係する家事・裁縫を学ばせ、同時に「貞淑ノ徳」をはぐくむことが女子の職分であるとしている。

次に、女子に対する実業教育について考察しよう。

梧陰文庫に井上が修正記入した「市町ニ於ケル実業補習学校ニ関スル要件」がある。この文書の最後に「満十八歳以下ノ職工男女ニシテ官立又ハ政府若クハ府県市町村ヨリ認可サレタル実業補習学校ニ入学スル者ニ対シテ工場業主ハ昼間又ハ夜間ニ於テ一週間三時以上ノ就学時間ヲ予フルノ義務ヲ有ス⁶³」とあり、18才以下の職工女子にも1週に3時間以上の就学を認めようとしている。この案は、渡辺董之介視学官の起案した省令案「実業補習学校規程」のもととなった。

井上は、この渡辺の省令案をさらに修正加筆しており、その修正案に次のごとく記されている。「女子ニ家事裁縫及其他ノ女工又ハ農業ヲ授クル為ニ女子実業補習学校ヲ設クルコトヲ得、但学校長ハ風儀ヲ保持スルノ責ニ任スヘシ⁶⁴」。ここに女子実業補習学校の設立規定案が見られ、しかもその内容は家

事・裁縫及び農業の教授を主としている。

この渡辺の修正案をさらに直したのが井上毅文書の省令案「実業補習学校規程」である。これには、「女子ニ家事裁縫及其ノ他ノ実業ヲ授クル為ニ女子実業補習学校ヲ設クルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ前諸条ノ例ニ依ルヘシ⁶⁹」とある。この二案を比較すると、前者の「女工又ハ農業」を除去し、さらに「但学校長ハ風儀ヲ保持スルノ責ニ任スヘシ」を「此ノ場合ニ於テハ前諸条ノ例ニ依ルヘシ」と改正している。

女子実業補習学校の必要性は、「実業補習学校施設意見」にもみえる。即ち、「国家富強の第一着手たるべき殖産興業の道に於て、一般人民実業上の知識は、無形の資本として価値ある元素⁶⁹」であると前置し、「女子の為にも実業補習学校を設け、裁縫其他の女工、又は農業を授くることを得へし（農業教育は女子に於て最も必要なり⁶⁹）、また「往年奥国に於て実業補習学校を設けしや、男女混淆の制を取りしか為め、世の悪評を被りて一時廃滅に帰し、餘勢の及ぶ所今に至りて回復することを得ず⁶⁹」と述べている。

「実業補習学校規程」（文部省令第16号）は、前述のような段階を経て明治26年11月に公布された。しかし、この規程には「実業補習学校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス⁶⁹」とあるのみで、女子教育について他のことにはふれていない。即ち、「実業補習学校施設意見」の男女共学制の反対意見のみとりあげられ、省令案「実業補習学校規程」にみられる女子実業補習学校の設立については全くふれられていない。

その後、明治27年7月に「徒弟学校規程」（文部省令第20号）が公布された。この規程には、「女子ニ刺繡、機織及其ノ他ノ職業ヲ授クル為ニ設クル所ノ女子職業学校ニシテ此ノ規程ニ依ルモノハ徒弟学校ノ種類トス⁶⁹」と、さらに実業補習学校と同じように「男女ヲ混スルコトヲ得ス⁶⁹」と定められている。即ち、ここに女子職業学校が徒弟学校の種類として含まれ、女子だけの教場における実業中心の教育体制が確立されたのである。ただ、この案は「実業補習学校規程」に記載されなかった省令案の規程を、更に修正して載せたものと考えられる。しかしながら、表Ⅳの如く、女子の実業学校就学数が急激に増

明治中期の女子教育について

表Ⅳ 実業学校

年 度	学 校 数		生 徒 数			
	甲	乙	甲		乙	
明治21	25	—	男 2,363	女 —	男 —	女 —
22	23	—	2,121	—	—	—
23	23	—	2,435	—	24	—
24	23	—	2,565	—	54	—
25	27	—	2,808	—	51	—
26	27	—	2,810	—	59	—
27	29	4	3,680	—	184	880
28	44	10	4,972	43	418	699
29	59	17	7,595	9	867	1,008
30	75	18	9,625	486	863	915
31	83	24	10,900	492	1,178	347
32	98	20	13,833	530	954	565
33	113	23	15,216	17	970	778

備考. 『学制百年史』資料編(482~3頁)による。

加したのは、井上の政策がまがりなりにも成功をみたと考えてよからう。

最後に女子の師範学校の廃校問題に対する井上の意見をみることにしたい。

明治27年の島根県会において女子師範が地方の風習に適さないことや、学力が劣ること、在職期間が短いこと、需要が乏しいことなどの理由で廃止の決議が通過しており⁸⁸⁾、また山口県に於ても需要が少ないとの理由により廃校された⁸⁹⁾。

このような状況にある女子師範に、井上はいかなる考えをもっていたらうか。

井上の文相就任の約1ヵ月後の明治26年4月、日下部等が井上文相を官邸にたずね、「師範学校女子部の存廃」について質問している。即ち、「或は女子部を全廃す可し、或は女子部を縮少す可し、斯くの如き報、道府県より到るもの、近時一層の繁を加へたるものの如し、此に対する高見は如何」との日下部の質問に井上は次のごとく答えた。「未だ詳細の取調をなさしめたるなしと雖とも、女子部成立の稍々非運に傾きたるは、余亦た是れを知る、余は一般の女子教育に向ひ、大に其の普及発達の高を高めんと欲す。但々女子部の存廃に関し、諸君の意見のある処を聞かん⁹⁰⁾」と。この時点では師範学校女子部の存廃

に対しこれといった政策をうちたてていなかった。また、井上の質問に対し日下部が次のごとく述べている。師範学校女子部を廃してこれに代わる高等女学校を設立することは、女子教育を普及発達されるために有益であろう。女子教員については「一家に妻女たるの経歴もなく、人に母たるの実験もなき妙齡の処女は、教員として却て益なき⁶³」ことである。女子教員の養成方法として各地に高等女学校を設立し、これに別科を設け女子教員として適当な人物を選び教育することがよい。しかし、女子高等師範学校を廃する必要はなく、年令の経歴を重視し、これにあった学力を有する女子を精選し入校させ、卒業後は高等女学校の教員としての道を開くのが良策である。だが、現在の状況にあっては、男子部と分離させ別に一校を設ける必要はない。

井上は、前述の意見などを参考とし、女子師範学校政策をうちたてていった。

伊東己代治に宛た書簡に「女子師範学校の如きも、今日之ヲ廃スルハ、忽チ耶蘇教徒の為ニ驅ルの結果を生スベク、小生も再三思之後、其不可ナルヲ信セリ⁶⁴」とある。即ち、女子師範学校を廃止することは、キリスト教徒による外国風の教育と実教の拡大をあえて認めることになり、それでは我国の善良なる国風が維持できなくなる。しかるに女子師範学校を廃してはならないと主張している。

また、井上は伊藤総理大臣に対し、「高等女子師範校ヲ廃ス」ことには「同意いたし難⁶⁵」いとその旨を述べている。その理由及対策については、後日の「文部行政意見」で明らかにしている。即ち、「各地方会議ニ於テ或事情ノ為ニ師範学校附属女子部ノ経費ヲ廃スル者二十余県ニ及ヘリ、今女子教育ノ為ニ前途ノ計ヲ為スニハ各地方師範学校附属女子部ニ代フルニ、女子高等師範学校ノ制ヲ以テシ、而シテ女子高等学校ノ師範タル者ヲ養成スル為ニ、東京ニ於テ唯一ノ高等女子師範学校ヲ振作スルノ一方アルニ⁶⁶」と、地方における師範学校附属女子部にかわる女子高等学校の制度を確立し、この女子高等学校の教員を養成するために東京の高等女子師範学校を振興することが最良の政策であると述べている。

明治中期の女子教育について

以上の師範学校に対する意見は、井上文相辞任後の明治30年10月公布の「師範教育令」(勅令第346号)にみることができる。この「師範教育令」と明治19年4月公布の「師範教育令」(勅令第13号)と比較すると、新しく女子高等師範学校の名が記載され、東京に一校置くことが認められ、その管理は文部大臣に委ねられている。また、尋常師範学校が師範学校と改称され、その管理を地方長官に委嘱した。こうした勅令公布の背景には、就学多の増加にともない私立の高等女学校が増加し、女子師範学校の入学者が減少したことにある。この対策として文部省直轄下の高等女学校において女教員を養成する政策をうちだしたのである。しかも、高等女学校の卒業者が小学校教師になる実例の多いのも当時の実状であった。

註(1) 井上家所蔵「教育意見」, 「教育報知」第419号附録(明治27年4月)。

(2) 『学制百年史』資料編 34頁。

(3) 「教育報知」第393号「新報」(明治26年10月)。

(4) 註(2)同 87頁。

(5) 註(2)同 88頁。

(6) 梧陰文庫B—3037「小学校生徒健康ニ関スル諮問事項案」。

(7) 海後宗臣編『井上毅の教育政策』 947～968頁。

(8) 註(2)同 130頁。

(9) 『公文類聚』第15編第29卷23ノ2。

(10) 註(9)同 第17編第32卷14, 『法令全書』(明治26年甲) 45～46頁。

(11) 註(2)同 130～131頁。

(12) 註(11)同。

(13) 梧陰文庫B—2652。

(14) 梧陰文庫B—2653。

(15) 註(14)同。

(16) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第5 431頁。

(17) 註(16)同 432頁。

(18) 「教育報知」第378号(明治26年7月), 註(16)同 433頁。

(19) 註(2)同 190頁。

(20) 註(2)同 191頁。

(21) 註(20)同。

(22) 「教育報知」(明治27年12月) 3頁。

- ⑳ 『山口県教育史』下（大正14年） 272頁。
- ㉑ 「教育知報」第365号（明治26年4月）。
- ㉒ 註⑳同。
- ㉓ 梧陰文庫B—2786，註⑳同第4 296頁。
- ㉔ 梧陰文庫B—2580，註⑳同第2 602頁。
- ㉕ 井上家蔵文書，註⑳同第2 608頁。

おわりに

明治中期の学制改革は、教育制度の再編成と国民教育制度の強化を目指したものといえよう。即ち、学校間に系統性をもたせ、現実の生活に密着した教育内容にすることであった。そのため井上毅は、初等・中等・高等の各教育段階の総合的学校体系を制度として確立しようとした。しかし、井上の文相在任期間の短いこともあり、彼がこの改革を全て完成できたわけではなかった。だが、こうした井上の構想は、各学校段階に統一教育目的が明確化されなかったものの、実業教育ならびに高等専門教育を制度化し、総合的学校体系の基礎をつくりあげた。

例えば、女子教育について森有礼が文相の時、女子教育振興のため女教師養成の女子師範の設立を説いた。しかし、財源難により女子師範や師範女子部の廃止が各県会で問題となり、森の構想は実現にはいたらなかった。そこで森の構想を引継いで、井上は辞任後ながら彼の附与した「高等女学校規程（抄）」や「師範学校令」が公布されるに至った。ここに女子師範学校や高等女学校が中学校としての位置を確立したのである。

井上は、女子教育について「女子は教育の母である」という基本的理念をもって、女子就学率を高め、「貞淑の徳」を涵養し、日常生活に直接役立つ教育政策を試みた。こうした考えの背景には、我国が未だ西欧諸国と比べ教育水準が低く、明治20年代初頭からの急激な企業の勃興により資本主義が抬頭しそれにあう有用な人材を育成すべき社会的必要があった。その要請に適合すべく教育を受けた人材をより速やかに育成することが何よりも急務であった。